

入札説明書

1 入札対象工事

- (1) 工事名 旧末広保育所解体工事
- (2) 工事場所 千歳市花園4丁目3番
- (3) 工期 契約締結日から平成22年1月15日まで
- (4) 工事概要 保育所解体1棟
 - ・鉄筋コンクリート造、平屋建
 - ・延床面積498.18㎡
 - ・物置、自転車置場、地下オイルタンク、樹木等撤去含む

2 入札参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 千歳市内に本店を有し、平成21・22年度千歳市競争入札参加資格者名簿において、建築一式工事の格付がB等級又はC等級の者。
- (2) 平成11年度以降に千歳市又は千歳市以外の官公庁が発注した、対象工事と同種で類似の工事の元請（共同企業体にあつては構成員の場合を含む。）として施工実績を有する者とする。

なお、同種で類似の工事については、次のとおりとする。

 - ・延床面積250㎡以上の非木造建物の建築一式工事又は解体工事
- (3) 当該工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が2年以上あること。
- (4) 当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る主任技術者を工事現場に適正に配置できること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 公告の日から入札執行日までの間に千歳市より指名停止を受けていないこと。
- (7) 当該工事に係る設計業務等の受託者（以下「受託者」という。）でないこと。
- (8) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (9) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (10) 次に掲げる一定の資本関係または人的関係にある者は、同一の入札に参加申請することができない。

ア 資本関係

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会

社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合。

(1) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者。

3 入札参加申請

(1) 入札参加申請は、公募型指名競争入札参加資格審査申請書(第1号様式、以下「申請書」という。)により申請すること。

(2) 同種工事施工実績調書を提出すること。

(3) 配置予定技術者経歴書を提出すること。

(4) 申請書は、次のとおり受け付ける。

・期間：平成21年8月17日(月)から平成21年8月26日(水)まで
土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

・場所：千歳市東雲町2丁目34番地(市役所本庁舎4階)

千歳市総務部契約管財課契約係

(5) 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

4 入札参加申請者の資格審査及び指名業者の選定

(1) 入札参加申請者の資格審査の結果、対象工事の入札参加者として指名する者に決定した場合は、後日、入札通知書により通知する。

(2) 入札参加資格要件を欠くこととなった者、申請書その他の書類に虚偽の記載をしたことが明らかになった者は、対象工事の入札参加者として指名することはできない。

(3) 入札参加申請を行ったにもかかわらず、入札参加者として指名されなかった者は、市長が指定する日までに、その理由について書面により説明を求めることができる。

5 入札の執行日及び場所

入札参加者に入札通知書により通知する。

6 設計図書等の閲覧

入札通知書の通知日から入札執行日の前日まで、千歳市役所本庁舎4階閲覧室において縦覧する。

7 入札方法等

- (1) 入札者は、入札書に必要事項を記入し、封筒に入れて提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札決定とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 郵送又は電送による入札は認めない。
- (4) 入札回数は、1回とする。
- (5) 入札参加者が1以下となったときは、当該入札を中止する。

8 低入札価格調査

- (1) 当該入札においては、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用し、調査基準価格を設ける。
- (2) (1)に定める調査基準価格を下回る入札が行われたときの手続きは、公共工事等低入札価格調査制度取扱要領(平成12年3月31日千歳市長決裁)の規定によるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者、千歳市契約規則第12条及び建設工事競争入札心得第7条に示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 入札参加者は、千歳市契約規則、建設工事競争入札心得、その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 千歳市建設工事競争入札参加資格者名簿の総合点については、千歳市役所本庁舎4階閲覧室又は千歳市ホームページにおける閲覧とする。
- (3) この工事が特定住宅瑕疵担保履行の確保に関する法律(平成19年法律第66号)の適用を受ける工事である場合は、資力確保措置のための費用(保険料相当額)を含めて見積った上で、入札を行うこと。また、請負人は、保険加入若しくは保証金供託により資力確保措置を講じ、その内容を発注者(千歳市)に書面で報告する義務があります。
- (4) その他詳細不明な点については、次に照会のこと。

千歳市東雲町2丁目34番地(市役所本庁舎4階)

千歳市総務部契約管財課契約係

TEL 0123-24-3131 (内線226, 309, 310)

0123-24-0535 (直通)